

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例  
(平成20年12月25日京都市条例第25号)(建設局土木管理部自転車政策課)

次のとおり京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場の駐車料金(以下「料金」といいます。)の徴収に関し必要な事項を定めることとしました。

- 1 前払式駐車券又は定期駐車券による場合を除き、料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

区 分	単 位	料 金
自 転 車	1 日 1 回	150 <sup>円</sup>

備考 「1日」とは、市長が定める入退場時間(自転車を駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間をいいます。)をいいます。

- 2 前払式駐車券を発行する場合の料金は、当該前払式駐車券の券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて市長が定めます。
- 3 定期駐車券による場合の料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

自転車 2,700円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	京都市右京区嵯峨天龍寺広道町20番地の7
----------------	----------------------

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)